

# 吸収合併に係る事後開示書面

2022年3月1日

平和不動産株式会社

2022年3月1日

平和不動産株式会社  
代表取締役社長 土本 清幸

平和不動産株式会社による合同会社エルエー3及び兜町12合同会社の  
吸収合併に係る事後開示

平和不動産株式会社（以下「吸収合併存続会社」といいます。）、合同会社エルエー3及び兜町12合同会社（以下、合同会社エルエー3と総称して「吸収合併消滅会社」といいます。）は、2021年12月24日付で吸収合併契約書を締結し、2022年3月1日を効力発生日として、平和不動産株式会社を吸収合併存続会社、合同会社エルエー3及び兜町12合同会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関する会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日  
2022年3月1日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過

【合同会社エルエー3】

債権者異議手続の経過

合同会社エルエー3は、会社法第789条第2項、同条第3項、第793条第2項の規定により、2022年1月21日付の官報において債権者に対する公告を行い、また、2022年1月28日付で知れたる債権者に対して個別の催告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

【兜町12合同会社】

兜町12合同会社は、会社法第789条第2項、同条第3項、第793条第2項の規定により、2022年1月21日付の官報において債権者に対する公告を行い、また、2022年1月28日付で知れたる債権者に対して個別の催告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求にかかる手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、吸収合併存続会社の株主による会社法第 796 条の 2 の規定に基づく差止請求の対象となりません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、吸収合併存続会社の株主には株式買取請求権はありません。

(3) 債権者の異議手続の経過

吸収合併存続会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2022 年 1 月 21 日に官報及び電子公告において、債権者に対する公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収合併存続会社は、本合併の効力発生日をもって、吸収合併消滅会社からその権利義務の一切を承継しました。

5. 吸収合併消滅会社が事前開示書面において記載していた事項

吸収合併消滅会社はいずれも合同会社であったため、該当事項はありません。

6. 変更登記日

2022 年 3 月 1 日（予定）

7. その他合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上